

## 新高額障害福祉サービス等給付費について～お知らせ～

現在 65 歳以上で、65 歳になるまでに 5 年以上、特定の障害福祉サービス<sup>※1</sup>の支給決定を受けていた方で、下記の要件をすべて満たす場合は、介護保険移行後に利用した平成 30 年 4 月以降の障害福祉サービスに相当する介護保険サービス<sup>※2</sup>の利用者負担について、新高額障害福祉サービス費として償還されます。

### ■ 対象者要件

下記の要件 1～6 を全て満たす人。

1	65 歳になる前 5 年間継続して、 <u>特定の障害福祉サービス<sup>※1</sup></u> の支給決定を受けていたこと。 ※1 特定の障害福祉サービスとは …居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所
2	65 歳に達する日の前日の属する年度（65 歳に達する日の前日が 4 月から 6 月までの場合は前年度）において、本人及びその配偶者が、「市町村民税非課税」または「生活保護」であったこと。
3	65 歳に到達した後、介護保険サービスの利用月の属する年度（当該サービスを利用した月が 4 月から 6 月までの場合にあっては前年度）において、本人及びその配偶者が「市町村民税非課税」または「生活保護」であること。
4	65 歳に達する日の前日において、障害支援区分が区分 2 以上であったこと。
5	40 歳から 65 歳までの間に特定疾病により介護保険サービスを利用していないこと。
6	介護保険移行後に、 <u>特定の障害福祉サービスに相当する介護保険サービス<sup>※2</sup></u> を利用していること。 ※2 特定の障害福祉サービスに相当する介護保険サービスとは …訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護

### ■ 償還対象

平成 30 年 4 月以降に提供された上記 6 の介護保険サービスに係る利用者負担額

### ■ 手続き方法

対象と思われる方には、複数の法律に基づくサービスの負担額の合算が完了したのちに福祉課障がい福祉係から申請を勧奨する通知と申請書を送付いたしますので、案内にしたがって申請してください。

「お問い合わせ先」

一関市福祉課障がい福祉係 電話：0191-21-8355（係直通） FAX：0191-21-4150